

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

平成27年(2015年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例(昭和48年条例第34号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第44条第3項中「前項」を「第1項」に改め、「第13条」の次に「(第1項第2号を除く。)」を加える。
- (2) 第47条第1項第2号中「をいう。)」を「をいう。次項第2号において同じ。)」の部分」に改め、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、「第23条」の次に「(第4項第1号へを除く。)」を、「第24条」の次に「(第5号ロ括弧書、ハ括弧書及びニ括弧書、第5号の2ロ(イ)括弧書及び(ロ)括弧書並びに第8号の2イ括弧書を除く。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
 - 2 次に掲げる防火対象物の部分には、自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設置しなければならない。
 - (1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。))に限り、主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、同表(5)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合の当該部分
 - (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)で、同表(9)項ロに掲げる用途(家族ぶろに限る。)に

供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合の当該部分

3 次に掲げる防火対象物で、規則第23条第4項第1号へ(イ)及び(ロ)に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分には、自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設置しなければならない。

(1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限り、主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(3) 第51条第1項中「掲げる防火対象物」の次に「並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(7)項又は(12)項のいずれかの用途に供される部分の床面積の合計が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該同表(7)項又は(12)項のいずれかの用途以外の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。)」を加え、同条第2項中「掲げる防火対象物」の次に「及び同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(7)項の用途に供される部分の床面積の合計が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該同表(7)項の用途以外の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。)」を加え、同条第3項中「第28条の2」の次に「(第1項第5号及び第2項第4号を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する小規模特定用途複合防火対象物（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）で、改正後の第44条第1項第4号に規定する階が存する防火対象物及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の小規模特定用途複合防火対象物で同号に規定する階におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する小規模特定用途複合防火対象物で、改正後の第47条第2項各号に規定する防火対象物の部分及び同条第3項各号に規定する防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の小規模特定用途複合防火対象物で、同条第2項各号に規定する防火対象物の部分及び同条第3項各号に規定する防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、同条第2項各号及び第3項各号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に存する小規模特定用途複合防火対象物で、改正後の第51条第1項及び第2項に規定する防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の小規模特定用途複合防火対象物で、同条第1項及び第2項に規定する防火対象物における誘導灯に係る技術上の基準については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（理 由）

消防法施行規則の改正に伴い、条例においてスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び誘導灯の設置義務を付加していた部分について設置を要しない部分が生じることから、従前どおりの設置義務を継続させるため、本案を提出する。